

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	児童手当・特例給付の支給等に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

さつま町は、児童手当又は特例給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

さつま町長

## 公表日

令和5年6月29日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当・特例給付の支給等に関する事務
②事務の概要	児童手当法(昭和46年5月27日法律第73号)に基づき、児童手当・特例給付の支給等に関する事務の処理を行う。 児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①手当申請相談受付事務 ②手当認定業務 ③手当支給業務 ④手当額改定・消滅業務 ⑤現況届事務
③システムの名称	1. 児童手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
支給認定等情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 56項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	【番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)】 番号法第19条第8号 別表第二 26,30,87,106の項 【別表第二における情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 74,75の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども支援課
②所属長の役職名	子ども支援課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	さつま町役場 子ども支援課 (鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-53-1111)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	さつま町役場 子ども支援課 (鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-53-1111)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ] 委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ] 提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月1日	評価実施機関における担当部署	①部署:福祉課 ②所屬長:福祉課長 鍛冶屋 勇二	①部署:子ども支援課 ②所屬長:子ども支援課長 鍛冶屋 勇二	事後	課再編による
平成29年9月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	さつま町役場 福祉課 (鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-53-1111)	さつま町役場 子ども支援課 (鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-53-)	事後	課再編による
平成29年9月1日	特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	さつま町役場 福祉課 (鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-53-1111)	さつま町役場 子ども支援課 (鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2 0996-53-)	事後	課再編による
平成29年9月1日	対象人数	平成28年4月1日	平成29年9月1日	事後	課再編による
平成29年9月1日	取扱者数	平成28年4月1日	平成29年9月1日	事後	課再編による
平成30年9月1日	対象人数	平成29年9月1日	平成30年9月1日	事後	評価の見直しによる
平成30年9月1日	取扱者数	平成29年9月1日	平成30年9月1日	事後	評価の見直しによる
平成30年9月1日	所屬長の役職名	子ども支援課長 鍛冶屋 勇二	子ども支援課長	事後	様式変更に伴う変更
令和1年6月29日	対象人数	平成30年9月1日	令和1年6月1日	事後	評価の見直しによる
令和1年6月29日	取扱者数	平成30年9月1日	令和1年6月1日	事後	評価の見直しによる
令和1年6月29日	リスク対策		リスク対策の評価を実施	事後	様式変更に伴う変更
令和2年6月29日	対象人数	令和1年6月1日	令和2年6月1日	事後	評価の見直しによる
令和2年6月29日	取扱者数	令和1年6月1日	令和2年6月1日	事後	評価の見直しによる
令和2年6月29日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)】 番号法第19条第7号 別表第二 26.30.87の項 【別表第二における情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 74.75の項	【番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)】 番号法第19条第7号 別表第二 26.30.87.106の項 【別表第二における情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 74.75の項	事後	評価の見直しによる
令和3年6月29日	対象人数	令和2年6月1日	令和3年6月1日	事後	評価の見直しによる
令和3年6月29日	取扱者数	令和2年6月1日	令和3年6月1日	事後	評価の見直しによる
令和3年6月29日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)】 番号法第19条第7号 別表第二 26.30.87.106の項 【別表第二における情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 74.75の項	【番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)】 番号法第19条第8号 別表第二 26.30.87.106の項 【別表第二における情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 74.75の項	事後	評価の見直しによる
令和4年6月29日	対象人数	令和3年6月1日	令和4年6月1日	事後	評価の見直しによる
令和4年6月29日	取扱者数	令和3年6月1日	令和4年6月1日	事後	評価の見直しによる
令和5年6月29日	対象人数	令和4年6月1日	令和5年6月1日	事後	評価の見直しによる
令和5年6月29日	取扱者数	令和4年6月1日	令和5年6月1日	事後	評価の見直しによる
令和5年6月29日	個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 56項	番号法第9条第1項 別表第一 56項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事後	評価の見直しによる
令和5年6月29日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)】 番号法第19条第8号 別表第二 26.30.87.106の項 【別表第二における情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 74.75の項	【番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)】 番号法第19条第8号 別表第二 26.30.87.106の項 【別表第二における情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 74.75の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事後	評価の見直しによる